

届出書作成支援ソフトQ & A				
No	分類	詳細分類	Q (質問)	A(回答)
1	事前準備	稼働環境	新支援ソフトの動作環境を教えてください。	支援ソフトマニュアルの「2. 1. 1」をご確認下さい。
2	支援ソフト	インストール	従来支援ソフト(Ver.02)を使用していた事業者も支援ソフト(Ver.03)のインストールが必要となるのでしょうか。	2019年度(2018年度実績)届出より、届出書の様式が変更されます。項目等が変更になっているため、従来支援ソフトをご使用いただいていた場合でも、新様式に対応したVer.03を改めてインストールする必要があります。
3	支援ソフト	インストール	セキュリティの関係で、個人で外部のシステムをインストールすることはできません。そのような場合、支援ソフトの使用は不可能でしょうか。	CD-ROM版をご提供することができます。 「化審法一般化学物質等製造(輸入)実績等届出のための届出書作成支援ソフトCD-ROM版申込用紙」に必要事項をご記入の上、郵送費用相当分の切手を貼った返信用封筒を同封してお送り下さい。 ▼「化審法一般化学物質等製造(輸入)実績等届出のための届出書作成支援ソフトCD-ROM版申込用紙」 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kashinhou/mensekijikou.html
4	支援ソフト	インストール	化審法一般化学物質等製造(輸入)実績等届出システムがうまくインストールできません。どうすればよいでしょうか。	お使いのパソコンのセキュリティ等によりインストールができない可能性もあるため、貴社のシステム担当者にご相談ください。その他、化審法一般化学物質等製造(輸入)実績等届出システム 支援ソフトマニュアルの「2. 1. 1.」「2. 3.」をご確認いただき、それでもインストールできない場合は経済産業省化学物質化学物質安全室にご連絡ください。
5	支援ソフト	インストール(CD版)	CD-ROM版の初期起動時に、保存ホルダーを聞いてきません。どこに保存されているのでしょうか。	無条件にCドライブにkashinhouフォルダを作成します。 なお、CDドライブが存在しない場合には、CD-ROM版の支援ソフトを利用することはできません。
6	支援ソフト	辞書(マスタ辞書)	マスタ辞書とはなんのでしょうか。マスタ辞書だけ使用することはできますか？	マスタ辞書は、化審法において公示された「第2種特定化学物質」、「監視化学物質(旧:第1種監視化学物質)」、「優先評価化学物質」、「新規公示化学物質」、「既存化学物質」、「旧第2種・第3種監視化学物質リスト」、「届出不要一般化学物質」の約29,000物質と、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)によって確認された、これらの物質とCAS登録番号の組合せ約10万件を収載したリストファイルです。マスタ辞書のみで使用することはできません。使用にあたっては、必ず届出書作成支援ソフトを使用してください。 「一般化学物質等製造(輸入)実績等届出書作成支援ソフトの辞書ファイル」の説明 https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/ippan_todokede/jisyo02.html
7	支援ソフト	辞書(マスタ辞書)更新	なぜマスタ辞書の更新が必要となるのでしょうか。	優先評価化学物質の指定・指定取り消し及び届出不要物質の追加があるためです(基本的に毎年3月末)。マスタ辞書を最新版に更新することにより、適切な区分での届出書の作成が可能になります。 また、化審法官報整理番号とCAS登録番号の組合せについても、毎年更新されております。
8	支援ソフト	バージョンアップ	プログラムをアップデートしようとすると、 “C:\OSCL\SetUp*kashinhou*heip*todokede.chmへのアクセスが拒否されました”とのエラーメッセージが表示され、アップデート出来ません。対処方法を教えてください。	現在使用している支援ソフトに入っている、過去のデータ及び必要に応じて個別辞書をエクスポート(デスクトップ上等に保存)した後、現在使用している支援ソフトをアンインストールしてください。その後、最新バージョンの支援ソフトをセットアップしてください。最新バージョンのソフトに出力しておいたデータを取り込んでください。 ※Ver.02以前のソフトで作成した届出書データはVer.03には取り込めません。

No	分類	詳細分類	Q (質問)	A(回答)
9	支援ソフト	バージョンアップ	バージョンアップを行った際、下記のエラーメッセージが表示され、先に進めません。どうしたらよいですか。 「日付の構文エラーです」	お使いのPCの動作環境に問題がある可能性があります。動作環境(支援ソフトマニュアルの「2. 1. 1」)をご確認いただき、必要なバージョンアップをお願いいたします。
10	支援ソフト	バージョンアップ	プログラムの更新を行いました、バージョン情報が「Ver.03.00.00.0」と表示されます。最新版に更新できていますか。	お使いのパソコン環境によっては、バージョン情報の最後の1桁が表示されないことがあります。 「最新バージョンです」とのメッセージが表示されれば、最新版に更新できています。 2019年3月29日時点での最新版は「Ver.03.00.00.02」です。
11	支援ソフト	起動時エラーの対応	インターネットを利用できるPCにも関わらず、支援ソフトの起動時に下記のエラーメッセージが表示されます。どうしたらよいですか。 「ネットワーク接続が行えない環境です。プログラム情報を最新の状態にしたい場合、ネットワーク接続の方法についてシステム管理者にご相談ください」	プロキシサーバーを経由する場合は、貴社のプロキシサーバーがどのような条件下で使用されているか不明のため、貴社のシステム管理者にお問い合わせください。支援ソフトは、ブラウザ(Internet Explorer)のプロキシ設定、またはMicrosoft Windows HTTP Services (WinHTTP)のプロキシ設定を用います。WinHTTPのプロキシ設定が正しく設定されているか、システム管理者に相談する等、ご確認ください。IEでインターネット接続できている場合には、下記のコマンドで修正できる場合もあります。 netsh winhttp import proxy source=ie プロキシサーバーを経由しない場合は、プロキシ設定で、経済産業省及びNITEのアドレス(http://www.meti.go.jp , http://www.safe.nite.go.jp)を例外条件に入力すれば解決しますが、そのような設定をして良いかどうかは、貴社のシステム管理者にご確認ください。また、当該メッセージは、プログラム及び辞書のバージョンが最新であるかのチェックができない(サイトを接続した際にプロキシサーバーに拒否されているため)というものであり、ソフトを使用する上では問題はありません。したがって、このままお使いいただき、バージョンが最新かどうかのチェックは、別途、独立行政法人製品評価技術基盤機構のメールマガジン(毎週水曜日、無料)で、リリース情報をウォッチするという方法でカバーしていただいてもよろしいと思います。
12	届出方法	紙による届出方法	支援ソフトを使用して、書面での届出はできますか。	もちろんできます。支援ソフトに物質情報を登録し[書面印刷]をクリックしてください。印刷された届出書に代表者印を押印し提出してください。届出方法の詳細は記載要領をご確認ください。
13	届出書の作成	作成方法	支援ソフトを使って届出書を作成する必要がありますか。	光ディスク、電子申請による届出をされる場合には、支援ソフトを利用してXML形式のデータを出力する必要があります。書面での届出をされる場合も、支援ソフトを利用することで、エラーチェック機能や辞書機能により届出内容の信頼性が高くなりますので、可能であれば支援ソフトを使っていただきたいと思います。
14	届出書の作成	作成方法	昨年度とほぼ同様の届出を行います。作業負担を減らす方法はないでしょうか。	過去引用という機能があります。前年度までのデータを簡単に再利用することができます。 ※2019年度(2018年度実績)届出においては、届出様式の項目等が変更されたため、過去のデータは引用できません。
15	届出書の作成	作成方法	登録した物質を簡単に把握することはできないでしょうか。	メイン画面に登録物質の一覧が表示されます。 また、GSV形式にて出力することもできます(エクスポート)。表計算ソフトウェア等で読み込み、ご確認ください。エクスポートの操作方法は「10. 7. 1.」をご確認ください。
16	届出書の作成	作成方法	一つの事業者で複数名の担当者が物質ごとに届出データを作成することは可能でしょうか。	可能です。ただし、届出は一つの事業者で一つの届出としていただく必要があります。複数の方が支援ソフトをインストールし、物質ごとにデータを作成された場合は、作成されたデータをcsvファイルとしてエクスポートし、1つのPC(届出書作成支援ソフト)にまとめて届出してください。
17	支援ソフト	作成方法	運用通知に基づき新規化学物質として取り扱わない塩を届出する予定です。CAS登録番号(CAS RN)がわかっている場合は、適切な化審法番号を自動的に選択することができるのでしょうか。	運用通知に基づき新規化学物質として取り扱わない塩等について、今後は混合物として取り扱わず、一つの化合物として取り扱うこととなりました。全てではありませんが、CAS登録番号(CAS RN)を入力することで、対応する酸と塩基の化学物質の化審法番号がセットで選択できるようになります。1件の届出として、選択した複数の化審法番号が入力された届出書を自動的に作成することができます。

No	分類	詳細分類	Q (質問)	A(回答)
18	届出方法	届出内容の変更方法	メインウィンドウと作業ウィンドウの2つしかなく、ある物質の数量を訂正して他の物質を訂正しようとしても、「閉じて、検索し直す」しかなく面倒です。次々と修正していくことはできないでしょうか。	メイン画面で編集したい複数の物質を選択し、ひとつの物質を修正した後、[次頁]をクリックすると次の物質の編集画面に移ります。選択した全ての物質を修正したら[登録]をクリックしてください。
19	支援ソフト	登録	一般化学物質について、数量を0で登録しましたが、届出書を作成できません。どうすればよいでしょうか。	一般化学物質について、製造・輸入合計数量の値が0の場合、本届出は不要です。この場合、届出支援ソフトでは届出書を出力できない仕様となっております。
20	届出方法	電子申請による届出方法	電子情報処理組織の「届出者等コード」を本日受け取り、e-govに入ろうとしたが入れないのですが、どうしたらよいでしょうか。	e-govは総務省で管理しており、ID番号等の登録作業は当室から当省情報担当部局経由でe-govの事務局に連絡が行くこととなっています。このため、登録には多少のお時間がかかりますので、今しばらくお待ち下さい。それでもアクセスできない場合には、総務省の担当部局にご連絡ください。この「届出者等コード」(ID)と「届出者等確認コード」(暗証番号)は毎年使用しますので記録しておいてください。
21	支援ソフト	データ移管	PCのリプレースにあたり、本年度使用したデータを新たなPCに移行したいのですが、どうすればよいでしょうか。	届出書データをエクスポートし、新たなPCでインポートしてください。操作方法は「10. 7. 1. 」をご確認ください。
22	支援ソフト	データの取り込み	Excelファイルやcsvファイルで作成された届出データを届出書作成支援ソフトに取り込むことは可能でしょうか。	基本的には、Excelファイルやcsvファイルで作成された届出データを支援ソフト(ver.03)に取り込むことはできません(経済産業省までご相談ください)。支援ソフト(ver.03)にて作成されたデータをcsvファイルとしてエクスポートし、別のPCにインストールした支援ソフト(ver.03)にインポートすることは可能です。
23	支援ソフト	データの取り込み	これまで使用していた届出書作成支援ソフトで作成されたデータを、新しい届出書作成支援ソフト(以下、支援ソフト)に引き継いで使用することは可能でしょうか。	これまで使用していた支援ソフト(Ver.02)で作成されたデータを、新しい支援ソフト(Ver.03)に引き継いで使用することはできません。
24	支援ソフト	添付資料	構造・組成に関する詳細情報を記載した書類について届出書作成支援ソフト(以下、支援ソフト)でサポートされている機能はありますか。	支援ソフト(ver.03)では「構造・組成について参考となる事項を記載した書類」についてサポートする機能はありません。ただし、別途作成された資料を添付する機能がありますので、電子届出及び光ディスク届出の際、提出対象となる化合物の場合は、忘れずに添付してください。
25	支援ソフト	その他	アクセスD/B[todokedeDB.mdb]を確認することができません。	Ver.03.00.00.01からアクセスD/B[todokedeDB.mdb]は確認できないようにしています。
26	支援ソフト	ヘルプ	ヘルプを起動すると下記のメッセージが表示され、先に進めません。どうしたらよいですか。「Web ページのナビゲーションは取り消されました」	① インストールフォルダの「kashinho\help\todokede.chm」ファイルを右クリックして、[プロパティ]をクリックします。 ② [ブロックの解除]をクリックします。 ③ 「kashinho\help\todokede.chm」ファイルをダブルクリックして開きます。